

生活道路等整備支援事業実施要領

花南地区コミュニティ会議

1 趣旨

地域課題として、簡易舗装等の生活道路の整備に係る要望が多く寄せられているところであるが、これらの整備には多額の経費を要することから、交付金ですべて対応することは極めて困難であるが、長年の行政への要望にもかかわらず未だ改善に至っていない状況に鑑み、コミュニティ会議としても一定の条件の下に、地域課題の解決のために支援を行うものとする。

2 支援の条件

生活道路等の環境整備を行おうとする地域に対して、次の条件により予算の範囲内において、原材料及び重機その他の機材借り上げ料を支給する。

- (1) 地元関係者による労職奉仕を前提とした簡易舗装、改修等であること。
- (2) どのように舗装し(計画)、いつ行うか(実行)、実施した結果どうだったか(評価)など、地域住民が自ら考え、決定し、行動することについて地域内の合意が得られること。
- (3) 事業完了後も、地域住民が責任を持って維持管理を行うこと。

3 支援の内容

- (1) 工事に必要な原材料及び重機その他の機材の借り上げ料について支給するものとし、事業1件につき100万円以内とする。
- (2) 支援に必要な年間予算は、300万円以内(3ヵ所/年程度)とする。

4 その他

事業計画から事業実施に至るプロセスは、概ね次のとおり。

地域住民との協議(計画) 合意

労力奉仕できる人の人数を確認

土木工事に精通している人(現場監督)がいるか いなければ地元土木建設会社に委託

現場責任者の選任

労力奉仕の人員配置計画

重機等のオペレーターがいるか いなければ業者に委託

砂利、アスファルト、乳剤等の原材料及びブルドーザー、ローラー等の重機借り上げの発注 業者に委託?

事故等に備えた保険加入

実施日を確定 実施

5 施行

この要領は、平成20年4月1日から施行する。